

本籍	佐藤道夫	昭和七年一〇月一四日生
現住所		
出生地		
年 月 日	事	項
昭和三九 一〇 一〇	司法試験第二次試験合格 東北大学法学部卒業	司法試験 管理委員会
四〇 一 四	司法修習生を命ずる	最高裁判所
四一 一 四	司法修習生の修習終了	"
四二 一 四	検事二级（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省
四三 三 二八	旭川地方検察庁検事に配置換する	"
四四 三 二五	千葉地方検察庁検事に配置換する	"
四五 八 一	東京地方検察庁検事に配置換する	"
<b>履歴書用紙 法務省</b>		
年 月 日	事	項
昭和三九 一〇 一	法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	府 名
四〇 九 八	法制審議会幹事に併任する	法務省
四一 一 二六	沖縄へ出張を命ずる	"
四二 一 一七	出張期間は昭和四三年一月一九日から同年一月一七日までとする	"
四三 八 一〇	法務省刑事局付に充てる	"
四四 三 二五	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する	"
四五 九 八	法制審議会幹事に併任する	"
四五 二 一六	カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコの各國へ出張を命ずる	"
出張期間は昭和四五年一月一五日から同年三月一七日までとする		

佐藤道夫

年	月	日	事	項	内閣法制局	内閣法制局	国税庁
昭和四七	六	一五	内閣法制局参事官（第二部）に併任する				
四九	二	一六	弁護士法の規定により第二東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する	第二東京 弁護士会	第二東京 弁護士会	法務省	外務省
五一	二	一	弁護士法の規定により第一東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する	第一東京 弁護士会	第一東京 弁護士会	法務省	外務省
六	二	一	法制審議会幹事に併任する	法務省	法務省	法務省	外務省
七	一六	二	弁護士法の規定により第一東京弁護士会資格審査会 予備委員を委嘱する	第一東京 弁護士会	第一東京 弁護士会	法務省	外務省
三一	三	二五	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する 内閣法制局参事官（第二部）の併任を解除する	内閣法制局	内閣法制局	法務省	外務省
四	二〇		法務省刑事局刑事課長に充てる 最高裁判所	法務省	法務省	法務省	外務省

佐藤道夫

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省刑事局刑事課長に充てる

法制審議会幹事に併任する

法務省刑事局総務課長に充てる

副検事選考審査会予備委員に併任する

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国

における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条

による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分

科委員会日本代表を委嘱する

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする

大韓民国へ出張を命ずる

## 履歴書用紙 法務省

年

月

日

項

序

名

出張期間は昭和五四年一〇月一四日から同月一〇日

までとする

外務事務官（アジア局）に併任する

（期間は昭和五四年一〇月一〇日までとする）

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする

東京地方検察庁刑事部長を命ずる

検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する

副検事選考審査会予備委員の併任を解除する

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国

における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条

佐藤道夫

による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く			
七	二	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる	外務省
八	一五	法制審議会少年法部会委員に併任する	最高裁判所
九	三	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省
一〇	一四	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
一一	一	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務省
一二	一一〇	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする 司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所
一二	一	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	法務省
一三	二七	昭和五七年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	最高裁判所
一四	一	併任の期間は昭和五七年一二月三一日までとする 昭和五八年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	法務省
一五	一七	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	最高裁判所
一六	一	併任の期間は昭和五八年一二月三一日までとする 最高検察庁検事に配置換する	法務省
一七	昭和五九年度司法試験（第二次試験）考査委員に併任する	最高裁判所	法務省
一八	併任の期間は昭和五九年一二月三一日までとする 司法研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	法務省
一九	昭和五九年度司法試験（第一次試験）考査委員の併任を解除する	最高裁判所	法務省
二〇	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	最高裁判所	法務省

盛岡地方検察庁検事正に配置換する

法務省

最高検察庁検事に配置換する

法務省

公安調査庁次長に充てる

法務省

公安調査官を命ずる

法務省

第百七回国会政府委員を命ずる

法務省

第百八回国会政府委員を命ずる

法務省

公安調査庁長官谷川輝外国出張につき同長官事務代理を命ずる

法務省

事務代理の期間は昭和六二年六月二十九日までとする

法務省

第百九回国会政府委員を命ずる

法務省

第百十五回国会政府委員を命ずる

法務省

第百十二回国会政府委員を命ずる

法務省

第百十三回国会政府委員を命ずる

法務省

連合王国、西ドイツ及びフランスの各国へ出張を命ずる

法務省

## 履歴書用紙

法務省

年 月 日

項

府名

事

内閣

事

内閣

事

内閣

出張期間は昭和六三年九月一〇日から同月二三日までとする

内閣

最高検察庁公判部長を命ずる

内閣

公安調査庁次長に充てることを解く

内閣

公安調査官を免ずる

内閣

最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する

内閣

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

内閣

併任の期間は平成元年一二月三一日までとする

内閣

横浜地方検察庁検事正に配置換する

内閣

検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する

内閣

最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる

内閣

最高検察庁検事に配置換する

内閣

法務省

佐 藤 道 夫

最高検察庁刑事部長を命ぜる

矯正保護審議会委員に併任する

併任の期間は平成三年一〇月一九日までとする

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

併任の期間は平成三年一二月三一日までとする

法制審議会刑事法部会委員に併任する

履歴書用紙 法務省

年 月 日

事 項

府 名